

(凡例)	その他該当する体制等（体制等の名称）	R6年4月～ 変更なし	R6年6月～ 新制度	R6.年6月に削除	R6年6月に 別紙見直し	
						R6年4月から改正なく、別紙添付不要。
		●				R6年4月から改正なく、R6年4月から新様式が適用。
					●	R6年4月から改正はないが、R6年6月に新別紙適用
						R6年6月から制度改正で設定された加算で、別紙添付が不要。
			●			R6年6月から制度改正で設定された加算で、別紙添付が必要。
				●		R6年6月から当該加算が削除となった加算。
			※3			R6年6月から適用となる新たな介護職員等処遇改善加算

(注)

- ※1 見直しはあるが、報酬告示等に具体的な地域の告示は無く、添付書類も求められていないため、各事業所ごとに確認必要。
- ※2 ●29はR6年9月までの算定、●29-2はR6年10月からの算定に適用。
- ※3 R6年6月から適用となる新たな介護職員等処遇改善（現在、処遇改善系の加算を取得している施設・事業所は、全て提出必要）。
- ※4 ●の右の数字は別紙の番号を表す。